

インフルエンザ用 登校（園）許可書

神戸市立

校園長あて

学校（園）名

学年 組

名前

（男・女）

病名

インフルエンザ

上記の者は 月 日より療養中でしたが、 月 日より登校（園）可能です。

令和 年 月 日

医院・病院名

または医師名

（医師の捺印は省略します）

付記

保護者様

この許可書は学校保健安全法施行規則第十八条および第十九条に基づき、第二種感染症に罹患した児童生徒等の登校（園）に際して医師の診察により発行するものです。

神戸市医師会では神戸市立の学校・園における感染症制御の観点から医師会員の先生方にこの文書を無料で作成して頂くようにお願いしています。

登校（園）に際しては感染症に罹患した児童生徒等が再度診察を受けた後、医師の指示に従って下さい。（診察料はかかります）

登校（園）
基準

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。

学校において予防すべき感染症の解説より＜平成30年3月改訂＞抜粋

（神戸市医師会・神戸市教育委員会）

R01. 10